

住宅 企画調整課からのお知らせ

問 企画調整課 政策推進係
☎476-1111(224)

◆空き家リフォーム促進補助事業について

町内にある空き家を利活用するために修繕などを行った場合、改修に要した経費の一部を助成します。

【補助対象物件】

町内にある住宅で、次に掲げる要件全てに該当するもの

1. 個人が自ら居住する目的で建築された住宅
2. 1年以上継続して居住していない住宅
3. 築10年以上経過した住宅

※アパート、マンションや賃貸住宅として利用されていたものは対象となりません。

【補助対象者】

1. 賃貸または売却を目的に空き家を改修する空き家の所有者など
2. 居住目的で使用貸借または賃貸借した空き家を改修する方



【補助要件】

1. 市区町村民税などに滞納がないこと。
2. 町内の建築業者など（個人事業主を含む）に発注すること。
3. 申請年度内に工事が完了すること。
4. 改修に要する経費が30万円以上であること。
5. 町、県および国が行う他の補助制度の対象とならないこと。
6. 改修後、賃貸や売却（※）のほか自己または親族などが居住するなど活用すること。
※賃貸や売却に当たっては、『大崎町空き家等バンク制度』（20ページ参照）に登録する必要があります。

【補助対象経費】

1. 住宅の機能回復または向上のための修繕、模様替え、設備改善に要する経費
※直接居住に要しない部分（倉庫や外構、店舗部分など）の改修や備品の購入などは対象となりません。
2. 家財道具などの運搬および廃棄に要する経費

【補助金の額】

補助対象経費の2分の1以内で50万円を上限とします。なお、補助金額の千円未満の端数は切り捨てるものとします。

【申請時期】

補助を希望される方は必ず改修工事着工前に申請書類を提出し、町より交付決定を受けてください。改修中、改修後の申請については受理できません。